

アクセシブルライブラリー 利用案内

1. アクセシブルライブラリーの概要

アクセシブルライブラリーは、視覚障害のある方専用のサービスです。

アクセシブルライブラリーのサイトはご自身のスクリーンリーダーで読み上げることができ、介助者の手を借りる必要なく、自力で操作することが可能となっています。

利用できる資料は全て音声読み上げ機能がついており、すべて貸出や返却の概念がない読み放題モデルで提供されています。

2. 利用対象者

次のすべてに該当する方が利用できます。

- ・前橋市にお住まいの方で前橋市立図書館利用カードをお持ちの方
- ・視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方

3. 利用方法

アクセシブルライブラリーを利用するためにはアクセシブルライブラリー利用 ID カードが必要になります。アクセシブルライブラリー利用 ID カードは、前橋市立図書館利用カードとは別物で、あらかじめランダムの利用者 ID 等が印字されたものです。

利用者ご自身でアクセシブルライブラリー利用 ID カードの二次元コードを読み取るか、アクセシブルライブラリーのサイト (<https://acc-lib.jp>) にアクセスしご利用いただきます。具体的な使い方はアクセシブルライブラリーのサイトに掲載されていますのでご確認ください。



アクセシブルライブラリー利用者 ID カード
見本

4. アクセシブルライブラリー利用 ID カードの受取り方法

前橋市立図書館本館の窓口にて、視覚障害の身体障害者手帳と前橋市立図書館利用カードを提示していただきます。なお、代理人による受取りの場合、上記2点に加え、代理人の身分証明書も提示していただきます（代理人の場合、障害者手帳は写しで可能）。

前橋市立図書館利用カードをお持ちでない方や有効期限が切れている方は、新規登録または更新の手続きが必要となります。

5. 利用可能な資料及び利用点数と期間

出版社から許可を得た小説や実用書、青空文庫等がご利用いただけます。読み放題モデルのため、利用点数と利用期間に制限はありません。

6. その他

アクセシブルライブラリーのご利用にあたってはインターネット接続が必要となり、ご利用時の通信料は全て利用者負担となります。またご利用の際にはスクリーンリーダーが必要となります。